

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年 5 月 20 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分及び法第 63 条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成 31 年 3 月 19 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消し、その余の部分について棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 14 年 11 月 29 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 21 年 1 月 1 日から、処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳（2 級）をもって、障害者加算を認定した。
- 3 平成 31 年 2 月、処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳（2 級）について、平成 28 年 12 月 31 日で有効期限が切れたのち、更新されていないことを把握したため、請求人に対し、平成 31 年 3 月 4 日付けで、平成 30 年 12 月分の保護費について変更を行う決定（以下「本件変更処分 1」という。）、平成 31 年 1 月分の保護費について変更を行う決定（以下「本件変更処分 2」という。）、同年 2 月分の保護費について変更を行

う決定（以下「本件変更処分3」という。）及び同年3月分の保護費について変更を行う決定（以下「本件変更処分4」といい、本件変更処分1から3と併せて「本件変更処分」という。）を行った。

- 4 処分庁は、平成31年3月19日付けで、請求人に対し、平成29年1月から平成30年11月までに支給した障害者加算403,190円を法第63条に基づき返還させる決定（以下「本件返還処分」という。）を行い、通知した。
- 5 請求人は、令和元年5月20日、大阪府知事に対し、本件変更処分及び本件返還処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

過支給である事その頃担当していたケースワーカーは数年何も指導も質問もせず職務怠慢であると言わざるを得ない。よって多額（加算分全額）の返還の義務だけ押しつけることは不当である。

- (2) 審理員が令和元年7月11日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

加算に該当する手帳において、日常使用する事も携帯する事もなく、又、保護費についても、知っていたとは言え、ガードで家賃の振込後、残りを引出す形なので、特に普段意識している訳ではない。

手帳の更新（または返還）の手続きにおいても、第61条届出の義務を主張しているが、処分庁の担当ケースワーカーや、障害福祉担当課の職員が、口頭もしくはは通知などの連絡も何もせず、義務だけ主張するのは職務怠慢であると言いかげない。

通院について、確かに多少体調が良くなってきたものもあるが、通院時は電車に乗らなければならない、外出する事、人混みの中にいる事で（電車の中、待ち合い室など）過呼吸などの体調不良になる事が多く、通院する過程において悪化する事があった為、病院から遠のいた経緯がある。

自立更生の為の用途について、生活費が使用の主であるが電化製品の購入（修

理) や実子達への少額の支援等あったがどの用途なら福祉からの助力があるのか知らず(ある事も知らなかった)・自費でまかなうものと認識していた為、領収書なども置いていない。

返還について、仕事をして収入認定で保護費プラス2万強程度の上乗せ額にならず、自立への準備、実子達の為の予備費等を貯えておきたいが、返還しようとする、分割払にして頂いたとしても最終裁決に至る頃に自立していたとしても、他の何処か(ローン会社等)に借金せねば返還出来ない状況である。

以上の事から、返還金の免除又は減額を求めるものとする。

補足事項として、訴えたいのは、先にも述べているが処分庁、障害福祉担当課、担当職員は第61条(届出の義務)を主張するのであれば、何らかの方法で通知する義務もあると思われる。何十人、何百人と担当しているから把握しきれない、すぐに対応出来ないというのは、それは他の部署でも同じ様なものなのに詭弁としか考えられない。

本件に関しても、前のケースワーカーの時期も含め、今のケースワーカーになってからも指示まで1年程の間があり、行政側の職務怠慢、落ち度も免れないものだと主張する。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成31年3月4日付けの本件変更処分通知書には、「保護の変更時期 平成30年12月1日」、「変更の理由 請求人の障害者加算2の削除による。過支給額は17,530円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。17,530円返納してください。」との記載がある。

イ 平成31年3月19日付けの本件返還処分通知書には、「請求人は、平成14年11月29日から処分庁において生活保護を受給しています。請求人は平成20年12月10日に精神障がい者福祉手帳(2級)を取得し、処分庁は平成21年1月から障害者加算2を認定しておりましたが、このたび、平成28年12月31日で手帳の有効期限が切れていることが判明しました。これに伴い、請求人に支給されていた扶助費のうち、平成29年1月から平成30年11月までの間の障害者加算イ17,530円×23か月分、計403,190円が過支給となっております。つきましては、下記金額について法第63条に基づく返還義務が生じたので、通知いたします。」「返還金額 403,190円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年6月18日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人は、平成14年11月29日から処分庁にて生活保護を受給している。請求人の保護費における障害者加算については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2(2)-エ-(イ)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7-65に基づき、請求人より受領した精神障害者保健福祉手帳の写し(障害等級2級)をもって平成21年1月から認定を開始し、当該加算を支給することとした。

イ 平成31年2月、処分庁は、生活保護費算定入力時に請求人の当該手帳の有効期限(平成28年12月31日)が過ぎ、更新されていないことに気づき、平成29年1月分から平成31年3月分までの間において当該加算の認定に誤りがあることが判明した。

平成31年2月28日、請求人が来所した際、平成29年1月分から平成31年3月分までの支給済みの生活保護費において、当該加算が誤って認定され続けており、過支給が発生しているため、当該加算の過支給額について返還が必要である旨の説明を行った。

説明後、請求人から「当時のケースワーカーからは手帳の更新手続き等何も勧められておらず、請求人自身が更新手続きを行っていないことについて多少理解はあるが、担当課との情報共有ができておらず、今回の件は市職員の職務怠慢であると考えざるを得ない」との訴えがあり、請求人に対して、手帳取得した際に加算が付くことについて知っていたかどうかについて確認したところ、知っていたとの回答があった。また、請求人から手帳の有効期限失効後、通院はしておらず、それ以降は体調等も良くなってきていたため特に通院する必要はないとの考えであったとの訴えもあった。

請求人は平成20年12月10日に当該手帳を取得したことに伴い平成21年1月から当該加算の認定を開始したことは認識しており、今回の当該手帳の有効期限切れに関しては、自らの意思で更新しなかったものであると考える。

当該手帳の更新については、処分庁としても対象者の需要発見に努めるものの、法第61条(届出の義務)にあるとおり、本来は請求人自らが届け出しなければならぬものである。

つまり、請求人は、当該手帳の取得に伴い当該加算が認定されていたことを認識していたにも関わらず、自らの意思で更新手続きを行わなかったことから、更新手続きを行わなければ当該加算が削除されることは認識していたと考えざるを得ない。

平成31年3月5日、ケース診断会議において、障害者加算の認定条件である局長通知第7-2(2)-エ-(イ)について検討を行ったが、請求人の訴えどお

り平成29年1月以降、精神科への受診履歴はなく、障害の程度を確認することができないため該当しないと判断した。そのため、法第63条を適用し、費用返還を求めるとなるが、課長通知第8-40に基づき、当該過支給額において、自立更生のための用途に供されるべきであった額について請求人へ聴取し、当該経費の認定可否について検討を行うこととした。

平成31年3月8日、課長通知第8-40に基づき、当該過支給額において、自立更生のための用途に供されるべきであった額について、請求人へ当該経費について聴取したところ、当該過支給額については日常生活における消費であったとのことで、挙証不可能であり認定可能と認められる経費を確認することはできなかった。

平成31年3月11日、ケース診断会議を再度行い、自立更生の用途に供されるべきであった額について認定可能な経費を確認することができなかったことについて報告し、他に検討すべき項目が見当たらなかったことから、当該過支給額に対して法第63条を適用し、費用返還を求めるとした。

過支給額473,310円(17,530円×27カ月分)のうち、遡及変更が可能な期間(平成30年12月分～平成31年3月分)の過支給額70,120円については、当該加算の削除に伴う保護変更による戻入金とし、遡及変更が不可能な平成30年11月以前分403,190円について法第63条を適用し、費用返還を求めるとなった。

したがって、当該加算の過支給額に法第63条を適用し、費用の返還を求めると及び保護変更により発生する返納を求めるとについて何ら違法性はなく、法に基づいた正当なものであると考える。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成20年12月10日付け交付の精神障がい者保健福祉手帳の写しには、「有効期限 平成22年12月31日」、「障がい等級 2級」との記載があり、同月22日付で受付の旨の処分庁の押印がある。

イ 平成27年2月10日付け交付の精神障がい者保健福祉手帳の写しには、「有効期限 平成28年12月31日」、「障がい等級 2級」との記載があり、平成27年3月2日付で受付の旨の処分庁の押印がある。

ウ 平成31年2月28日付けのケース記録票には、「平成28年12月31日で有効期限切れしている精神障がい者保健福祉手帳2級の加算認定誤りについて、請求人は、当時のケースワーカーからは手帳の更新の手続き等何も勧められていないと言う。自分が更新手続きを行っていないことは多少理解はあるが、担当課との情報共有ができておらず、今回の件は市職員の職務怠慢であると考えざるを得ないと述べる。本職から、手帳取得した際に加算がつくことは知らされていたか尋ねると、

それは知っていたと話す。請求人は、手帳の有効期限失効後、通院はしていないと
のことで、それ以降は体調等も良くなって来ていたため特に通院する必要はない
との考えであったとのこと。」との記載がある。

エ 前記1請求人の主張(2)アと同一の書類。

オ 平成31年3月4日付けの本案変更処分2通知書には、「保護の変更の時期 平
成31年1月1日」、「変更の理由 請求人の障害者加算2の削除による。過支給額
は17,530円となりますが、その取扱いは次のとおりです。17,530円返納してく
ださい。」との記載がある。

カ 平成31年3月4日付けの本案変更処分3通知書には、「保護の変更の時期 平
成31年2月1日」、「変更の理由 請求人の障害者加算2の削除による。過支給額
は17,530円となりますが、その取扱いは次のとおりです。17,530円返納してく
ださい。」との記載がある。

キ 平成31年3月4日付けの本案変更処分4通知書には、「保護の変更の時期 平
成31年3月1日」、「変更の理由 請求人の障害者加算2の削除による。過支給額
は17,530円となりますが、その取扱いは次のとおりです。17,530円返納してく
ださい。」との記載がある。

ク 平成31年3月5日付けのケース診断会議票には、結果として、「障害者加算の認
定条件である局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)について検討を行ったが、請
求人の訴えどおり平成29年1月以降、精神科への受診履歴はなく、障害の程度を
確認することができないため、過支給となった保護費403,190円は法第63条を適
用し、費用返還を求めることで意見一致となるが、課長通知第8-40に基づき、
当該過支給額において、自立更生のための用途に供されるべきであった額につ
いて請求人へ聴取し、当該経費の認定可否について検討を行うこととする。」との記
載がある。

ケ 平成31年3月8日付けのケース記録票には、「3月5日付ケース診断会議結果
における、課長通知第8-40に基づき、当該支給額について、自立更生のための
用途に供されるべきであった額の認定可否について検討するため、請求人へ当該
経費について聴取する。聴取した結果、当該過支給額については日常生活における
消費であったとのこと、挙証不可能であり当該額の認定可能と認められる経費
を確認することはできなかった。」との記載がある。

コ 平成31年3月11日付けのケース診断会議票には、経過及び問題点として、「平

成31年3月5日付ケース診断会議の結果、課長通知第8-40に基づき、当該過支給額において、自立更生のための用途に供されるべきであった額について請求人へ聴取したところ、日常生活における消費であったとの弁であり、認定可能な経費を確認する事ができませんでした。つきましては、過支給となった保護費403,190円全額に対し、法第63条を適用し、費用返還を求めてよろしいかお伺い致します。」との記載があり、さらに、ケース診断結果として、「過支給となった保護費403,190円全額に対し法第63条を適用し、費用返還を求めることで意見一致となる。」との記載がある。

サ 前記1請求人の主張(2)イと同一の書類。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。

(3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(4) 「生活保護法による保護の基準」別表第1第2章の2障害者加算の(2)において

「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）」、「イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。

(5)「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の第 8 の 3 の (3) は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、

「ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適切でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

ホ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就業しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当する者を除く。）

(ア) 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 7 「生業扶養基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者

の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき 8000 円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち 3 万 6730 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

（ア）障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 10 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は 1 級に該当する者に支給される場合 3 万 4430 円

障害の程度が公害障害等級表の 2 級に該当する者に支給される場合 1 万 7210 円

障害の程度が公害障害等級表の 3 級に該当する者に支給される場合 1 万 340 円

（イ）遺族補償費 3 万 4430 円」と定めている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の第 7 の 2 の (2) のエの (イ) において、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と定めている。

(7) 課長通知の第 7 の問 65 において、「局長通知第 7 の 2 の (2) のエの (イ) にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更

新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、」当該手帳が含まれるものと解して取り扱って差し支えないと定めている。

(8) 課長通知の第8の問40の答は、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。 (中略) なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1) に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技術修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小

限度の額にあてられる場合に限る。)

- カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
- キ 当該経費が弔慰にあてられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額
- ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料等、修理等、自動車損害賠償保険法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額
- コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額
- カ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の問58の2の2の(1)から(4)のいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額
- シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額」と定めている。

(9)「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。③において、「当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保発第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(後略)」、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

(10)「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護

課長事務連絡。)の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件変更処分及び本件返還処分について

(1) 本件変更処分について

処分庁は、請求人の障害者加算について、前記1(6)(7)の規定に基づき、加算の根拠としていた精神障害者福祉手帳(2級)の有効期限が平成28年12月31日で切れていることを平成31年2月に把握したことから、発見月からその前々月までにあたる平成30年12月以降の保護費について、障害者加算を削除し、各月において過支給となった17,530円について返納を求める本件変更処分を行ったことが認められる。

障害者加算の削除について、処分庁は、平成29年1月以降、請求人の精神科への受診履歴はなく、障害の程度を確認することができないため、障害者加算に該当しない旨を主張する。

前記審理関係人の主張の要旨2処分庁の主張(2)ウのとおり、処分庁が請求人に対し、精神障害者福祉手帳(2級)の有効期限が切れて以降の通院状況や体調について聞き取りを行ったところ、請求人は通院をしておらず、体調等も良くなってきているため特に通院する必要はなかった旨を申告していることが認められる。また、前記審理関係人の主張の要旨2処分庁の主張(2)クのとおり、当該申告を受けた処分庁は、平成29年1月以降は精神科への請求人の受診履歴はないことを踏まえたうえで、同年1月以降においては、請求人の障害の程度について確認することができないとして、本件変更処分を行っていることが認められる。

これに対して、請求人からは、平成29年1月以降においても、障害者加算が認定されるべき障害の状態にあったとする主張はない。

以上からすると、本件変更処分は、前記1(10)に照らし、その判断及び過程に違法又は不当な点は認められない。

(2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるに

とどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

(3) 本件返還処分がされた経緯について

障害者加算の認定の誤りを発見した処分庁は、自立更生について検討するため、請求人に対し、過支給となった保護費について、その用途の聴取を行ったが、日常生活における消費であり、課長通知第 8 の 40 に規定される自立更生の対象となる経費を確認することが出来なかったとして、過支給となった保護費の全額について本件返還処分を行ったものと認められる。

しかし、本件返還処分における自立更生の検討は、前記 1 (9) に基づき、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」について検討が必要とされること、本件返還処分の対象となる収入は、過支給となった保護費であって、前記 1 (5) に規定される収入ではないにも関わらず、処分庁は、前記 1 (8) に基づく判断の結果、本件返還処分を行っていることについて、違法な点が認められる。

また、処分庁が本件返還処分をするまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。さらに、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

また、本件においては、請求人にも精神障害者保健福祉手帳の未更新について処分庁への報告を行わなかったという事実は認められるものの、処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳の有効期限を把握しており、自ら有効期限後の状況について確認することが可能であったにも関わらず、有効期限から約 2 年もの間、確認作業を怠っているという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(4) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件返還処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還処分に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

3. 結論

以上のとおり、本件審査請求については、行政不服審査法第45第2項及び同法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月1日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

